

## 大阪保健医療大学

### 公的研究費等の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針

公的研究費は貴重な国費を原資としており、社会の信頼と負託によって支えられています。公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為は、この社会からの信頼等に反する行為であり、これらの不正使用及び不正行為の防止については、大学の責任において適正に行われなければなりません。

大阪保健医療大学では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007年2月15日策定、2014年2月18日改正）（以下「ガイドライン」という。）をもとに、公的研究費の適正な運営・管理および責任体制について整備を進めています。

本学は、不正を誘発する要因を排除し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり基本方針を定めます。

1. 不正使用及び不正行為の防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 事務処理等に関する職務権限やルールを明確化し周知するとともに、コンプライアンス教育等を通じて職員の意識向上を図り、適正な運営・管理の基盤となる環境を整備する。
3. 不正を誘発させる要因の把握に努め、具体的な研究不正防止計画を策定の上、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
4. 実効性のあるチェックが効く体制を構築し、研究費等の適正な運営・管理を行う。
5. 公的研究費の運営・管理体制や不正への取組み等について、情報発信、共有化の推進を実施する。
6. 公的研究費の不正使用防止のため、実効性のあるモニタリング体制を整備する。
7. 研究者としての自覚を促し、適正な研究活動を行うよう研究倫理教育を行う。

以上

平成27年11月

最高管理責任者  
学長 福田 益和

## 大阪保健医療大学 公的研究費不正防止計画

(平成 27 年 11 月制定)

### 第 1 節 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	防止計画
決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確である。	
機関内の責任体系や責任範囲、職務権限についての認識が十分でない。	責任者の役割、責任範囲、権限等について、本学ホームページで公開し、学内外に向けて周知徹底を図る。
責任者等の交代等により、責任体系や責任範囲について十分な認識を持つことができず、責任意識が低下する。	引継を徹底すると共に、随時、当事者に対し責任体制の啓発を促し、意識の向上を図る。

### 第 2 節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	防止計画
ルールと実態が乖離している。	実態との解離がないか、手続きが複雑で形骸化していないか等について、日常的に関係者が確認し、事務処理手続きを変更したり、必要であればルール・運用を改訂する等して、各ガイドラインに基づき実効性のある体制の整備に努める。
ガイドラインや規程、事務処理手続きや職務権限等の誤認や理解不足。	ガイドラインや各種関係規程、及び公的研究費の使用ルール等記載した文書を配布し、知識の更新・理解の向上を図る。
コンプライアンスに対する意識や研究倫理に関する意識が希薄である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会等において、研究費不正の事例を示す等、研究費の不正使用、研究不正に対する知識向上と理解を共有し、注意喚起を行う。</li> <li>・教職員に対し、行動規範の周知徹底を図り、意識向上を図る。</li> <li>・コンプライアンス教育や研究倫理教育を実施し、受講状況の確認とともに不正使用は行わない旨の誓約書を提出させる。</li> </ul>
告発窓口や告発等の取扱い、調査及び懲戒等に関して、学内外への周知が十分になされず、運用が曖昧になる。	告発窓口や相談窓口について、本学ホームページで公表し、学内外に向けての周知徹底を図る。また、日頃から互いに相談しやすい環

	境づくりに努め、注意・確認が行き渡る体制を整える。
--	---------------------------

### 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	防止計画
不正を発生させる要因がどこにどのような形で潜在しているのか、機関全体の状況を把握できておらず、具体的かつ実効性のある不正防止計画が策定できていない。	内部監査の結果も踏まえ、不正を発生させる要因の把握を行う。
不正防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正使用事案が発生する。	当該不正の具体的な要因について精査し、再発防止策を検討、不正防止計画の見直しを行う。

### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	防止計画
決裁手続き等において、個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境にある。	決裁手続き、発注、検収業務等においては、複数の担当部署を経ることとし、また孤立した研究室内等で検収業務等が行われないような環境を整備する。
予算執行状況の把握ができていない。年度末に無理な予算執行が行われる。	定期的に予算執行状況の確認を行い、担当事務職員から研究者へより一層案内を強化するとともに、場合によっては研究費の繰り越しや返還等の指導を行う。
発注段階での支出財源の特定がなされていない。	購入時点で発行される証憑書類等の提出を求める等、公的研究費の使用にあたっては、発注段階で支出財源を特定する必要があることとする。
研究者と業者の関係が必要以上に密接となる。	規程に基づき一定の取引に対しては、三者見積りや取引業者からの誓約書の提出を要請する。
発注・検収業務において当事者以外によるチェックが行われない。	発注については、原則として担当事務部門によるものとし、研究者による発注については、明確なルールに基づき実施することとする。また、検収については、必ず当事者以外の納品事実の確認を実行する。
アルバイト等の勤務状況確認の実態や、支払	雇用にあたっては労働条件通知書を交わし、

いを受ける者の実在性などの確認が行われない。	出勤簿・謝金計算書・振込依頼書・領収書等への被雇用者自身の自著・確認を行っている。
出張実態の事実確認が不十分。	研究者は、原則として事前に出張伺いを提出し所属長他の承認をうけることとし、出張後は、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等を記載した報告書を提出するものとする。 また、旅費申請にあたっては、根拠資料（搭乗証明の書類、領収書等）の提出を必要としている。

#### 第5節 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	防止計画
学内外からの相談、告発を受け付ける窓口の周知が十分でなく、不正が潜在化する。	公的研究費に関する不正防止の取組みに対する機関の責任体制や諸規程、相談・通報窓口等について、本学ホームページで公開し、学内外への周知・徹底を図る。
使用ルール等の理解不足や誤認による、誤った研究費の使用。	各種関係規程や使用ルール等を記載した文書を職員に配布し説明する等、知識・理解の向上を図る。

#### 第6節 モニタリングの在り方

不正発生要因	防止計画
日常的なチェックが形骸化し、リスクアプローチ監査が行えていない。	内部監査規程に基づき、適正に内部監査を実施するとともに、人員・期間等に余裕を持った体制を築く等、日常的なチェック機能を強化する。
監査結果が関連部局において共有されていない。	実施した監査結果を関係部署等で共有し、不正発生の要因について大学全体の状況を整理し、必要に応じて規程や不正防止計画等の見直しを行う。

以上